

平成 25 年度 環境省関係税制改正について

平成 25 年 1 月

1 税制全体のグリーン化の推進

- エネルギー課税については、
- ・ 昨年 10 月から段階的に施行された「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制対策を強化すること
 - ・ 他のエネルギー課税（揮発油税等）について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持すること
- が認められた。

また、揮発油税等の税収を国・地方の森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策等に優先的に充当することについては、平成 25 年度税制改正大綱（平成 25 年 1 月 24 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。〔大綱 91 頁〕

第三 検討事項

10 地球温暖化対策は、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要がある。このうち、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、CO₂ 吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要である。

このため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第 7 条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行う。

- 車体課税については、大綱において以下のとおり盛り込まれた。〔大綱 6・7 頁〕

第一 平成 25 年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

② 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。

消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。

(ロ)消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

ロ 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

(イ)エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。

(ロ)自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

2 個別のグリーン化措置

(1) 低炭素社会

【環境投資】

➤ **環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の拡充・延長（法人税、所得税）** [大綱 64・65 頁]

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（環境関連投資促進税制）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- ① 即時償却（普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置）の対象資産にコージェネレーション設備（熱電併給型動力発生装置）を加えた上、その適用期限を平成27年3月31日までとする。
- ② 対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外する等の見直しを行う。

➤ **コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）** [大綱 54 頁]

コージェネレーション設備（熱電併給型動力発生装置）に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の6分の5とする措置を2年間に限り講ずる。

【省エネ住宅】

➤ **住宅ローン減税の拡充（所得税）** [大綱 23～25 頁]

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限（平成25年12月31日）を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置等を講じる。

- ① 認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、各年の控除限度額及び控除期間（10年間）の最大控除額を次のとおりとする。

| 居住年 | 借入限度額 | 控除率 | 各年の控除限度額 | 最大控除額 |
|----------------------|---------|------|----------|-------|
| 平成26年 1月～3月 | 3,000万円 | 1.0% | 30万円 | 300万円 |
| 平成26年4月～ 平成29年12月 | 5,000万円 | 1.0% | 50万円 | 500万円 |

- ② 適用対象となる省エネ改修工事に係る省エネ要件の緩和措置の適用期限（平成 24 年 12 月 31 日）を平成 27 年 12 月 31 日まで 3 年延長する。

➤ **住宅の省エネリフォームに係る投資型減税の拡充・延長（所得税）**
〔大綱 26・27 頁〕

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限（平成 24 年 12 月 31 日）を平成 29 年 12 月 31 日まで 5 年延長するとともに、次の措置等を講じる。

- 省エネ改修をして平成 25 年から平成 29 年までの間に居住の用に供した場合の改修工事限度額、控除率及び控除限度額を次のとおりとする。

| 居住年 | 改修工事限度額 | 控除率 | 控除限度額 |
|------------------------------|--------------------|-----|------------------|
| 平成 25 年 1 月～ 平成 26 年 3 月 | 200 万円 (300 万円) | 10% | 20 万円 (30 万円) |
| 平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月 | 250 万円 (350 万円) | 10% | 25 万円 (35 万円) |

(注) カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の改修工事限度額及び控除限度額。

➤ **住宅の省エネリフォームに係るローン型減税の拡充・延長（所得税）**
〔大綱 29～31 頁〕

省エネ改修を含む特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長するとともに、次の措置等を講じる。

- 省エネ改修を含む特定の増改築等をして平成 26 年から平成 29 年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（1,000 万円）のうち特定の増改築等に係る限度額（特定増改築等限度額）、控除率及び各年の控除限度額並びに控除期間（5 年間）の最大控除額を次のとおりとする。

| 居住年 | 特定増改築等 限度額 | 控除率 | 各年の 控除限度額 | 最大控除額 |
|------------------------------|---------------|------|--------------|---------|
| | その他の 借入限度額 | 控除率 | | |
| 平成 26 年 1～3 月 | 200 万円 | 2.0% | 4 万円 | 60 万円 |
| | 800 万円 | 1.0% | 8 万円 | |
| 平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月 | 250 万円 | 2.0% | 5 万円 | 62.5 万円 |
| | 750 万円 | 1.0% | 7.5 万円 | |

- **既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置の延長（固定資産税）** [大綱 55 頁]

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置（3分の1減額）について、その適用期限を3年延長する。

【バイオ燃料】

- **バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の延長（揮発油税、地方揮発油税）** [大綱 80 頁]

バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方揮発油税を軽減する特例措置について、その適用期限を5年延長する。

【自動車インフラ】

- **低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）** [大綱 59 頁]

低公害車（燃料電池自動車及び天然ガス自動車）の燃料等供給施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3分の2）について、対象となる燃料電池自動車用水素充填設備の取得価額要件を1億5,000万円以上（現行2,000万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

（2）循環型社会

- **廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮（法人税、所得税）** [大綱 77 頁]

廃棄物処理業の用に供される自走式の作業用機械設備に係る法定耐用年数を8年（現行17年）に短縮する。

（3）自然共生型社会

- **対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例の延長（狩猟税）** [大綱 81 頁]

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置（2分の1）について、その適用期限を3年延長する。

(4) 安全確保社会

- **汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度(譲渡所得の課税の特例)(所得税、法人税)** [大綱 38・39 頁]

収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき国が設置する中間貯蔵施設及び指定廃棄物の最終処分場を加える。

(5) その他

- **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(法人税、所得税)** [大綱 64 頁]

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、2年間の時限措置として、税額控除額の上限を当期の法人税額の30%(現行20%)に引き上げる。

- **被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長(自動車重量税)** [大綱 80 頁]

東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間(平成23年3月11日から車検期間満了日まで)に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、その適用期限を1年延長する。

3 今回見送られた事項

- **バイオディーゼル燃料等の軽油引取税に係る課税標準の特例の創設(軽油引取税)**

バイオディーゼル燃料を混和して製造された軽油について、特約業者が販売業者を通して販売する場合に、その製造に使用されたバイオディーゼル燃料に相当する軽油引取税を軽減する特例措置の創設については、長期的検討とされた。